

高岡地区広域圏事務組合職員の服務の宣誓に関する条例

平成5年3月29日条例第4号

改正 平成17年11月1日条例第2号

高岡地区広域圏事務組合の職員の服務の宣誓については、高岡市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年高岡市条例第34号）の規定の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合の職員の服務の宣誓に関する条例（昭和49年高岡地区公害センター組合条例第2号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月1日条例第2号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。